



土岐市

議会だより

発行:土岐市議会 編集:広報広聴特別委員会 TEL(0572)54-1111(内線351) FAX(0572)54-8971 E-mail:gikai@city.toki.lg.jp

平成28年6月15日 第54号



ヒョウモンチョウ



チョウトンボ



ササユリ



サギソウ

陶史の森で見かけた自然

目次

- 第2回臨時会報告 2~3
- 第1回定例会報告 4~9
- 一般質問 10~15

- 視察報告、特別委員会活動報告... 16~18
- 政務活動費収支報告 19
- 編集後記 20

平成28年 第2回臨時会報告

議 会 構 成

正副議長	議長	西尾 隆久	副議長	高井由美子
	監査委員	加藤 淳一		
委員会構成等 ○委員長 ○副委員長				
議会運営委員会	○杉浦 司美 楓 博元	○山内 房壽 加藤 辰亥	小栗 恒雄 各務 和彦	渡邊 隆 水石 玲子
常任委員会	第1常任委員会	○楓 博元 加藤 淳一 小関 篤司	○和田 悦子 北谷 峰二	西尾 隆久 水野 哲男 渡邊 隆 水石 玲子
	第2常任委員会	○山田 正和 高井由美子 鈴木 正義	○各務 和彦 杉浦 司美	小栗 恒雄 加藤 辰亥 山内 房壽 後藤 久男

5月9日に第2回臨時会が開催され、議会運営委員、常任委員などが選出されました。また、人事案件2件、その他の案件5件が市長から上程され、監査委員などの選任に同意し、その他の案件5件を承認しました。さらに議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会の正副委員長選挙が行われました。議会構成、本会議での採決状況及び結果につきましては、下表のとおりです。

特別委員会	議会改革	◎小栗 恒雄 山田 正和 小関 篤司	○水石 玲子 鈴木 正義	西尾 隆久 各務 和彦	加藤 淳一 水野 哲男
	広報広聴	◎水野 哲男 加藤 淳一 和田 悦子	○北谷 峰二 後藤 久男 小関 篤司	西尾 隆久 山田 正和	高井由美子 鈴木 正義
	病院改革	◎後藤 久男 渡邊 隆 和田 悦子	○加藤 辰亥 杉浦 司美	山内 房壽 楓 博元	高井由美子 北谷 峰二
土岐市農業委員	加藤 淳一				
組合等議員	東濃農業共済事務組合 東濃西部広域行政事務組合 土岐川防災ダム一部事務組合 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合 岐阜県後期高齢者医療広域連合		西尾 隆久 西尾 隆久 楓 博元 山田 正和 西尾 隆久 西尾 隆久 楓 博元 和田 悦子 西尾 隆久		
議員団長	(土岐津) 渡邊 隆 (下石) 杉浦 司美 (妻木) 加藤 淳一 (濃南) 水野 哲男 (駄知) 西尾 隆久 (肥田) 水石 玲子 (泉) 山内 房壽				

議案番号	議案名	議案の主な内容
議第44号	土岐市固定資産評価員の選任同意について	中根由孝さんの選任同意
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成27年度土岐市一般会計補正予算(第6号)	補正額 32,139千円
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 土岐市税条例等の一部を改正する条例について	地方税法の一部改正に伴うもの
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について	地方税法の一部改正に伴うもの
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴うもの
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴うもの
議第50号	土岐市監査委員の選任同意について	加藤淳一さんの選任同意

○：賛成 ×：反対

議案番号	議決結果	小関 篤司	水石 玲子	水野 哲男	各務 和彦	和田 悦子	北谷 峰二	鈴木 正義	山田 正和	後藤 久男	加藤 淳一	加藤 辰亥	楓 博元	杉浦 司美	渡邊 隆	高井由美子	山内 房壽	小栗 恒雄	西尾 隆久	
議第44号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第45号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第46号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第47号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第48号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第49号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第50号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成28年 第1回定例会報告

議案番号	議案名	議案の主な内容
議第1号	平成28年度土岐市一般会計予算	総額 20,841,000千円
議第2号	平成28年度土岐市下水道事業特別会計予算	総額 2,049,719千円
議第3号	平成28年度土岐市国民健康保険特別会計予算	総額 7,408,949千円
議第4号	平成28年度土岐市駐車場事業特別会計予算	総額 70,930千円
議第5号	平成28年度土岐市介護保険特別会計予算	総額 5,566,176千円
議第6号	平成28年度土岐市農業集落排水事業特別会計予算	総額 41,014千円
議第7号	平成28年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算	総額 36,963千円
議第8号	平成28年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算	総額 6,028千円
議第9号	平成28年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計予算	総額 752,673千円
議第10号	平成28年度土岐市病院事業会計予算	総額 7,582,877千円
議第11号	平成28年度土岐市水道事業会計予算	総額 2,637,951千円
議第12号	平成27年度土岐市一般会計補正予算(第4号)	補正額 106,936千円
議第13号	平成27年度土岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	50,000千円を翌年度に繰り越すもの
議第14号	平成27年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	補正額 48,131千円
議第15号	平成27年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	補正額 2,728千円
議第16号	平成27年度土岐市病院事業会計補正予算(第1号)	材料費の増加により、給与費から材料費へ234,000千円流用するもの
議第17号	土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	市議会議員の期末手当の額を改定するため
議第18号	土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	常勤の特別職職員の期末手当の額を改定するため
議第19号	土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	国家公務員の給与改定に準じて職員の給与等の改定を行うもの 地方公務員法の一部改正に伴うもの
議第20号	土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴うもの
議第21号	土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について	職員の定数を見直すため
議第22号	土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	地方公務員法の一部改正に伴うもの
議第23号	土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	学校教育法の一部改正に伴うもの
議第24号	土岐市行政不服審査法施行条例について	行政不服審査法の施行に伴い、土岐市行政不服審査会の設置その他同法の施行について必要な事項を定めるため
議第25号	土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例について	行政不服審査法の施行に伴い、不服申立ての手続について必要な事項を定める等のため
議第26号	土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	行政不服審査法の施行による地方税法の一部改正に伴い、不服審査の手続について必要な事項を定めるため
議第27号	土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	徴収猶予の申請手続の見直しを行うため

第1回定例会には、平成28年度予算関係11件、平成27年度補正予算関係6件、条例関係22件、人事案件4件、その他の案件1件の合計44件が市長から上程されました。
今定例会に上程されました予算関係、条例関係の39件は、各常任委員会に付託され、3月8日～14日、28日に審査し、本会議において、原案のとおり可決しました。人事案件、その他の案件の5件については、2日目に採決をし、原案のとおり同意及び承認しました。本会議での採決状況及び結果につきましては、下表のとおりです。

○：賛成 ×：反対

議案番号	議決結果	小関 篤司	水石 玲子	水野 哲男	各務 和彦	和田 悦子	北谷 峰二	鈴木 正義	山田 正和	後藤 久男	加藤 淳一	加藤 辰亥	楓 博元	杉浦 司美	渡邊 隆	高井由美子	山内 房壽	小栗 恒雄	西尾 隆久
議第1号	可決	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	×
議第2号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第3号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第4号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第5号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第6号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第7号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第8号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第9号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第10号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第11号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第12号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第13号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第14号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第15号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第16号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第17号	可決	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第18号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第19号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第20号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第21号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第22号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第23号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第24号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第25号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第26号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
議第27号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○

議長

議案番号	議案名	議案の主な内容
議第28号	土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について	地域再生法に基づき特定業務施設を新設し、又は増設した者について固定資産税に係る不均一の課税をするため
議第29号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの
議第30号	土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例について	指定管理者に管理を行わせるため
議第31号	土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴うもの
議第32号	土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴うもの
議第33号	土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例について	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴うもの
議第34号	土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例について	指定管理者に管理を行わせるため
議第35号	土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるため
議第36号	土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うもの
議第37号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	減免の申請手続の見直しを行うため
議第38号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	東 俊之さんの選任同意
議第39号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	酒井 忠造さんの選任同意
議第40号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	土屋 芳枝さんの選任同意
諮第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	西村 悦子さんの推薦同意
議第41号	平成27年度土岐市一般会計補正予算（第5号）	補正額 12,000千円
議第42号	土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもの
議第43号	土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うもの

議案番号	議決結果	小関 篤司	水石 玲子	水野 哲男	各務 和彦	和田 悦子	北谷 峰二	鈴木 正義	山田 正和	後藤 久男	加藤 淳一	加藤 辰亥	楓 博元	杉浦 司美	渡邊 隆	高井由美子	山内 房壽	小栗 恒雄	西尾 隆久	
議第28号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第29号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第30号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	×	○	○	○	○	
議第31号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第32号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第33号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	議
議第34号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第35号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第36号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	長
議第37号	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第38号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第39号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第40号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
諮第1号	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第41号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第42号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	
議第43号	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	

6月定例会の予定

《会期 6月2日(木)～6月24日(金)》

- 6月 2日(木) 本会議（議案提案説明）
- 13日(月) 本会議（質疑・委員会付託・一般質問）
- 14日(火) 本会議（一般質問）
- 15日(水) 本会議（一般質問）
- 16日(木) 第2常任委員会
- 17日(金) 第1常任委員会
- 24日(金) 本会議（委員長報告・質疑・採決）

会派の紹介 ○代表者

- 新世クラブ**
○杉浦司美 西尾隆久 楓 博元 加藤淳一 後藤久男
山田正和 加藤辰亥 各務和彦 水野哲男
- 絆**
○渡邊 隆 鈴木正義 北谷峰二
- 市民ライフ** **礎**
○小栗恒雄 和田悦子 ○山内房壽
- 公明党** **日本共産党**
○高井由美子 水石玲子 ○小関篤司

議員研修会を開催しました

3月22日に人口減少・超高齢化社会と地方議会～「右肩下がり時代」と議会～をテーマに名城大学教授 昇秀樹氏を講師に招き、議員研修会を開催しました。
今後、さらなる議会改革に取り組んでまいります。



委員会報告

第2常任委員会

☆平成28年度土岐市一般会計予算中所属部分

質疑 環境衛生費の既存街路灯LED化促進補助金について。

答弁 これまで対象要件を市道等としていたが、市道への取り組みが一段落することもあり、自治会からの要望に応え、規定を一部変更し国道、県道へもその対象を拡大するものである。

質疑 農業振興費の元気な園芸特産地育成対策事業費補助金について、その内容は。

答弁 直売所、学校給食等の地産地消に関わる園芸作物を栽培する3戸以上の農家が集まって、概ね千㎡の面積において行うパイプハウス施設導入に対する補助金である。

質疑 土岐口開発に伴うアクセス道路詳細設計委託について、その内容は。

答弁 県道土岐南多治見インター線と市道12491号線が交わる信号交差点からイオンの開発地区に向かう道路新設の詳細設計について、関係機関との協議を行いながら関連法の申請業務を行うものである。

質疑 街路事業費の駅前広場整備事業

について、完成時期はいつか。

答弁 国庫補助金の採択状況にもよるが平成31年度の完成を目指している。

質疑 教育諸費の奨学金について、拡充する分野を含め予定人数をどの様に設定しているか。

答弁 従来から行っている「生活」応援の奨学金については、60名から70名程度、新規の「夢」実現の奨学金については、10名程度を予定している。

質疑 学校教育指導管理対策事業のアレルギー対応給食について、支援員の配置はどうなっているか。

答弁 アレルギー対応給食については、市内全小中学校が対象となっているが、支援員については、対象となる児童生徒が在籍する小学校7校、中学校2校に配置している。

討論 電源立地地域対策交付金が、環境センター職員と給食センター職員の人件費に充当されているのは、不適切であり、また、高レベル核廃棄物処分などに関して、立地や周辺地域の理解を得やすくするための思惑がある危うい交付金であり、そのような交付金の受け取りは辞退すべきであると考え、この予算には反対する。

☆平成28年度土岐市駐車場事業特別会計予算

質疑 駅西自転車駐車場の整備規模は。

答弁 収容台数として310台程の整備を予定している。

備を予定している。

☆平成28年度土岐市水道事業会計予算 **質疑** 現在進めている管路の耐震化について、その進捗状況は。

答弁 平成25年度末の耐震化率は29.6%であり、今後は、概ね年1%の伸び率を見込んだ形で耐震化事業を進めていく予定である。

☆土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例について

質疑 現在、地元の駄知小売商業協同組合が行っている朝市はどうなるのか。

答弁 指定管理者が行う自主事業の中で決定されていく。

☆平成27年度土岐市一般会計補正予算(第5号)

質疑 やきもの産地交流連携事業の具体的内容とは。

答弁 土岐市、多治見市、瑞浪市、瀬戸市、常滑市、四日市市で構成される、やきもの産地交流連携推進協議会で、伊勢志摩サミットにおいて、世界から集う政府関係者並びにメディア関係者に産地PRパンフレットや酒器を配布などしようとするものである。

第1常任委員会

☆平成28年度土岐市一般会計予算中所属部分

質疑 低所得者向け結婚新生活支援補助金の概要は。

答弁 世帯年収が300万円未満の低所得者の結婚を支援する事業であり、新居の住居費や引越費用に対する補助である。

質疑 民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金について、何人の受給を想定しているのか。

答弁 障害・遺族基礎年金受給者900人。低所得高齢者については、8千人を想定している。

質疑 居場所づくり補助金について、事業の目的と補助内容は。

答弁 社会的に孤立をしている方の居場所づくりのためにNPO法人が事業を実施しており、その建物の賃借料に対して補助している。

質疑 私立認定こども園整備事業の概要は。

答弁 土岐津保育園の認定こども園化に対する補助であり、平成29年4月開園、定員は60名の予定である。

質疑 衛生費の骨髄移植ドナー等助成事業補助金の助成内容は。

答弁 公益財団法人日本骨髄バンクの実施する事業において、骨髄または、末梢血幹細胞の提供を完了した方に対して助成を行うものである。

討論 電源立地地域対策交付金は、恒久的なものでないため人件費に充当することは不適切である。また、高レベ

ル放射性廃棄物の処分場になる大きなリスクがあり、交付金の受け取りをやめるべきであり、この予算に反対する。

☆平成28年度土岐市国民健康保険特別会計予算

質疑 保険料の上昇理由は。

答弁 保険料は、療養の給付費等の総額から歳入金差し引いた金額を基準に算定しており、急激な伸びを示している高額療養費等、医療費の上昇を勘案したことによる。

☆平成28年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計予算

質疑 保険料が上がる見込みになった要因は。

答弁 保険料の改定と被保険者の増加が保険料の上昇の要因になっている。

☆平成28年度土岐市病院事業会計予算

質疑 入院患者数や病床利用率を前年より増加で見込んでいる理由は。

答弁 今年度、新たに医師が3人赴任し、特に10月以降入院患者数が増加している状況を勘案した。

質疑 老人保健施設の収益は、利用者数は横ばいで算定しているが、対前年比1・5パーセント減で見込んだ理由は。

答弁 介護報酬改定により、報酬が下がっているため減収とした。

討論 経営改善の努力の成果が少し見えつつあるが、思い切った経営を進め

て行くことを期待し、この予算に賛成する。

☆平成27年度土岐市一般会計補正予算(第4号) 中所管部分

質疑 後期高齢者医療療養給付費負担金が増加した理由は。

答弁 高齢者の増加と、医療の高度化や高額な薬が認可され、高額療養費が増加したことによる。

☆土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

質疑 期末手当の改定について報酬審議会が開催されたのか。

答弁 報酬審議会は、報酬の額について審議するものであり、今回開催していない。

討論 議員の期末手当を議員自らが決めるのには抵抗があるため、この条例には反対する。

☆土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

質疑 退職管理の状況をどのように公表していくのか。

答弁 再就職の届出の人数や退職後の主な再就職先ごとの人数を公表していく予定である。

☆土岐市行政不服審査法施行条例について

質疑 行政不服審査会は、市長が委嘱

するものであるが、公平性に欠けてはいないか。

答弁 第3者機関による審査会であり、公正である。

討論 不服申し立て制度の柱である異議申し立てを廃止し、審査請求に一元化し救済の仕組みが後退しかねるため、この条例に反対する。

☆土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例について

質疑 情報公開の手続きが今より難しくなることはないのか。

答弁 手続き的に特に変わることはない。

討論 不服申し立て制度の柱である異議申し立てを廃止し、審査請求に一元化し救済の仕組みが後退しかねるため、この条例に反対する。

☆土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

質疑 この条例を制定することによる、目標数値はあるのか。

答弁 県と東濃5市、可児市、御嵩町で策定した計画では、5年間で7件を目標値としている。

討論 外からの企業に減税するより、地元企業を減税し、地元の雇用を増やすべきであり、この条例に反対する。

☆土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

質疑 国民健康保険料軽減世帯数の見込みは。

答弁 保険料軽減判定所得の引き上げは物価上昇に伴う措置であるため、軽減世帯数の大幅な増加はないと思われる。

☆土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例について

質疑 なぜ、指定管理をするのか、施設の効用の最大の発揮ができるのか。

答弁 人材の安定的確保、専門的知識を有する事業者が委ねることが最大の利点である。

討論 根拠なく施設の効用の最大の発揮、住民の平等の利用の促進について、指定管理に任せるのは不安であり、この条例に反対する。

☆土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質疑 今回改正される小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について土岐市には該当事業所はあるのか。

答弁 今回の改正で土岐市において影響を受ける事業所はない。

討論 不足している保育士を資格のない人材で補うのは、保育士の地位が下がるため、この条例に反対する。



杉浦 司美

◆妻木南部土地区画整理事業について

◎事業認可に至るまでの経過と事業計画の概要について。

◎平成元年に準備委員会が発足し、平成23年に組合の設立認可がされた。事業計画は、施工面積14・4 ha、総事業費約24億円、減歩率は36・85%、事業期間は平成23年11月から31年3月までとなっている。

◎現在の事業の進捗状況について。

◎27年度末の見込みで、事業費ペースで38・7%の予定となっている。

◎妻木南部土地区画整理事業を活かしたまちづくりについて、構想、具体的な考えはあるのか。

◎区域の中央を南北方向に都市計画道路妻木線が整備されるので、民間投資が積極的に促進され、にぎわいが発生し、地域の活性化につながることを期待する。

◎例えば防犯に強いまちづくりとか特徴づける構想はないのか。

◎行政が一番やらなければならぬのは、道路や公園、上下水道等の基

盤整備である。ソフト面は、住民のみなさんが進む方向を示していただければ、その中で行政が色々な形で支援していければと考えている。

◆市内の戦没者慰霊碑の合祀について

◎市内慰霊碑の設置状況とその管理について。

◎市内には、全部で26基の慰霊碑が建立されており、その維持管理は一部を除いて遺族会の皆さんによって行われている。

◎維持管理をされてみえる遺族会の皆さんの高齢化、経年劣化等による倒壊の危険性についてどのように考えているのか。

◎慰霊碑は建立された方の所有に属するもので、基本的には所有者に維持管理をしていただくものと考えている。

◎一つの案として、妻木南部土地区画整理事業に伴う公園整備に合わせ、その区画に市内の慰霊碑を移設または、合祀して建立することはできないか。

◎区画整理で計画されている公園は、都市公園法に基づく公園であり、設置は非常に困難である。

◎合祀を含め市として支援を検討いただきたい。

◎市としても何らかの形で支援はしなければという考えはあるが、税金を使う以上、必要性も考えながら、多様な意見を集約できればと考えている。

《第1回定例会一般質問》



小栗 恒雄

◎近年の我が国は、貧富の格差が広がっており、教育費の増大とも相まって、親の経済力や家庭環境など、子供の生活格差がそのまま教育格差につながっております。年収の低い家庭の子供は、高校や大学へ進学できない状況があります。このような負の連鎖を断ち切るため、土岐市はどのような取り組みをされているのかご答弁をお願いします。

◎学校に通う子供たちが、経済的な理由によりスムーズな就学ができないこと、それから上級学校への進学に困難を来す2点があるというふうにと捉えております。1点目のスムーズな就学につきましては、主に小中学生に関しては、経済的な家庭に対して一定の基準を設け、学用品や修学旅行費、給食費などを援助する要保護及び要保護児童・生徒援助費の制度があります。もう1点の進学に対する困難を解消する支援として、高校生、大学生を対象とした土岐市奨学金制度を設けており、毎年60人から70人程度の学生がこの制

度を利用しているところでございます。この奨学金は返済の義務はなく、学費の支弁が困難な家庭状況であっても進学を諦めることなく、学生生活を支援しています。さらに、日本育英会、東濃信用金庫育英会、田口育英会など各種団体からの奨学金制度について紹介し、申請ができるように各家庭へ情報を伝えているところでございます。

◎土岐市の支援制度では十分とはいえ、本当に経済的に厳しい家庭は大学を諦めざるを得ない現状があります。各種団体からの奨学金制度の奨学金の紹介もありましたが、その奨学金は借金ですよ、その借金が返せないといった社会問題にもなっています。私は、少なくとも子供が社会に出る時には、同じスタートラインからという思いがあります。そのところをどう考えておみえですか。

◎確かに大学進学をするお子さんについては、多額の費用がかかることは承知しており、その一部ということで支援させていただいています。あとにつきましては、その当該の大学でもこうした家庭に支援するような制度もあるように承知しておりますので、そうした制度を利用して進学しているというふうには把握していません。



水野 哲男

◆鳥獣害対策と捕獲獣肉(ジビエ)の活用について

問 土岐市内の被害額について。

答 総額で120万円。この内、イノシシによる被害が96万9千円と約8割を占めている。他にはカラス、ヒヨドリ、ハクビシン、アライグマなどの被害である。

問 鳥獣の捕獲状況について。

答 平成26年度のイノシシの捕獲頭数は252頭で、町ごとの内訳は土岐津2頭、下石4頭、妻木38頭、鶴里87頭、曾木68頭、駄知19頭、肥田7頭、泉27頭である。27年度(2月19日現在)の捕獲頭数は、275頭で、町ごとでは、土岐津10頭、下石5頭、妻木33頭、鶴里124頭、曾木75頭、駄知4頭、肥田3頭、泉21頭である。そのほかの鳥獣では、26年度・27年度で、ハクビシン8頭、アライグマ36頭を捕獲している。

問 捕獲報償金の増額について。

答 近隣の市との調整によって現在の額(8千円)となっており、ご理解いただきたい。

問 市での有害鳥獣を寄せ付けない取り組みについて。

答 イノシシ被害が増加した要因の一つには、住み家となる耕作放棄地や農地周辺の手入れがされていない草地の増加が指摘されている。多面的機能支払事業などの制度を活用し、地域の方々により農道や水路、耕作放棄地の草刈りや、営農の継続による耕作放棄地の抑制などの環境を整備する活動を支援していきたい。

問 ジビエの活用について。

答 現在、捕獲されたイノシシの肉は、一部は狩猟者自身により自家消費されているが、大半は廃棄処分されていると聞いている。県では、ぎふジビエ登録制度を創設し、ジビエの需要と供給の拡大に向けた事業を行っている。市では今のところ具体的な計画はないが、県の事業展開の情報の収集と提供に努めていきたい。

◆土岐市の下水道について

問 下水道普及率について。

答 平成27年3月末で、公共下水道83・9%、農業集落排水施設1・0%、合併処理浄化槽8・0%で、全体で92・9%である。

問 今後の計画について。

答 岐阜県汚水処理施設整備構想では、中間目標を平成37年と定め、県全体の目標値を95%以上、土岐市は96・1%としている。

《第1回定例会一般質問》

◆認定こども園について

問 認定こども園の進捗状況は。

答 泉地区は、耐震性不足のみつば保育園を耐震補強実施、いずみ保育園は今後対策を考える。下石地区は、平成28年度に基本設計等の予算計上中で、3園を統合する。

問 使用料はどこで検討するのか。

答 幼稚園部の5歳延長保育の給食費、延長料金を総合的に判断し、子ども子育て会議で議を経る。

問 集団登園はどうなるのか。

答 保護者の方が登下園の付添いをして頂くことになると思います。

問 認定こども園の類型はどうか。

答 土岐市では、幼保連携型が最も適しているかと判断している。

問 岐阜県内で大規模園は殆ど少ない「アットホームな環境作りを」という意見もあるが、どうか。

答 県外ではあるが、定員460人の園などを視察。大規模でも子どもに目が届かないことは全くない。

問 近隣の多治見、瑞浪の状況は。

答 瑞浪市は以前から特区で「幼児園」



小関 篤司

を運営していて変わらないと聞いている。多治見市は喫緊に認定こども園に移行する情報はない。

問 保育短時間の方、就労60時間以上120時間未満でも、状況によっては早朝や長時間保育を受けることが出来るのか。

答 個別具体的に対応する。

問 職員の待遇を良くする考えは。

答 担任の時間等が延びる可能性はあるが、幼稚園、保育園で人事交流を図っている。認定こども園の教諭を理由に変更は考えていない。

◆放課後等デイサービスについて

問 土岐市で重度心身障害児を受け入れている施設はありますか。

答 現在4つある中の1カ所です。

問 事業所ごとの質の開きを解消する「ガイドライン」の実施は。

答 市は直接指導の権限がない。県は昨年9月に集団指導を実施。土岐市では担当職員が出向いて、事業実施状況の確認をしている。

◆雇用促進住宅について

問 住宅を失う住民不安に 대응する為、杉焼宿舎を購入してはどうか。

答 購入しない方向に変更はない。

問 廃止で追い出された方は、優先で市営住宅へ入居できるのか。

答 廃止に伴う退居者で特に困窮度の高い方は、優先的に対応している。



和田 悦子

◆地域包括ケアシステムについて
 問 地域ケア会議・地域ケア連絡会議の成果は出ているのか。

答 高齢者の実態把握や課題解決のため、意見交換、情報共有を行う中で顔の見える関係構築することによって多職種の協働により地域包括支援のネットワーク構築ができています。

問 28年度予算に地域包括支援センターの増設を2か所計画されているがそれはどこの地域なのか。

答 下石、妻木、鶴里を受け持ち区とした西部地域と駄知、曾木を受け持ちの区域とする東部地域で計画している。

◆介護保険制度について

問 今後、介護給付も増えてくると介護保険料の値上げにつながるが、その対策は考えているか。

答 高齢人口の増加にともない介護保険料が高くなるのは避けられない。介護予防事業の拡充と介護給付の適正化が対策になるかと考えている。

◆アウトレット行バスについて

問 28年度予算に市民バス活性化総合再生事業として公共交通の充実を計画されているが、土岐市駅からアウトレット行の昼間の市民バスの運行を提案する。公共交通活性化再生総合事業費補助金は使えないか。

答 平成25年9月までは平日は9便、土日祝日は14便が運行していたが乗客数が非常に少ない状況で、維持が困難になったと考える。路線バスと競合できないこともあり、市民バスを走らせるのは困難。補助金は市内で完結するバスではなく、圏域をまたぐバスしか使えない。

◆期日前投票所を商業施設に開設することについて

問 夏の参議院選挙は戦後70年も平和が続いた日本の方向を大きく左右するとても大事な選挙だと思う。投票率を上げるためにも、買い物ついでに気軽に投票ができる商業施設に期日前投票所を開設することを提案する。

答 商業施設の投票所については二重投票を防ぐオンライン化の整備やシステムが停止した場合の対策など課題がある。選挙で一番大事なものは、正確性の確保だと考えるので、商業施設での投票所開設は今後の研究課題ということで即座の導入には時間をいただきたい。

《第1回定例会一般質問》

◆定住促進事業について



後藤 久男

問 三世同居・近居者世帯定住奨励金交付事業を促進することで、子育て支援や家庭環境の充実、高齢者の安全安心できる生活確保、地域文化の伝承と家庭機能の強化を図り、移住定住人口の増加を目指す。住宅の増改築・リフォーム、新築・中古住宅を取得する者で奨励金額は、対象費用の2分の1で最大25万円を奨励金は商品券で交付し、市内の商店街の商品券でまちが潤うとともに、まちづくり及びこれからの超少子化・高齢化へ向けた施策であり、国も「三世同居」に対応する住宅・改修費に150万円の補助金を出す新制度である。

答 2世帯が一緒に住めば金銭的にも楽になる、経済的理由で3世帯になつていないというのは逆だと思つて、3世代同居はいろいろなメリットがあると思うが、制度として履行されるかどうかという把握が難しい、商品券で同居をしたがる人がいるかどうか、その必要性を感じて3世代が

同居される方が恩恵をこうむる制度と思う。瑞浪市の実績を見てすばらしい制度であれば実施し、他市の動向を見たい。

◆新公立病院改革ガイドラインと病院経営改革への取組みについて
 問 国が進める医療制度改革「地域医療構想」「医療介護総合確保推進法」と新改革プランの整合性を重視し、新しい改革を進めるという視点から、経営上の問題点・課題をどのように分析し捉えているのか。また、今後のスケジュールについて。

答 病院事業改革プラン策定委員会を設置し、現状分析を踏まえ今後の在り方、方向性を見出し、県が策定する地域医療構想とも整合的であることが求められているため、速やかに修正していくなか、再編ネットワーク化・経営状態の見直し、抜本的なことに踏み込まざるを得ない。ほかの病院との統合とか役割分担は市単独では非常に難しい、例えば指定管理にして民間にお願いするにも、調査研究をし、あらゆる場合を想定して、柔軟な対応をしプランの策定にあたる。最大の課題は常勤医の減少で、ここ数年で最も経営状態が良かった24年度は38名、26年度30名、現在32名で徐々に上向いているが、医師不足の解消が最大の課題です。スケジュールは年内に行う。



山内 房壽

◆総合病院について

- 問 病院の事業欠損金残高は。
- 答 39億4476万8504円です。
- 問 企業債の残高は。
- 答 35億6773万7406円です。
- 問 そのうち市が負担すべき金額は。
- 答 22億2493万9935円です。
- 問 平成27年度決算状況は。
- 答 11月末時は3億3千万の損失で1月末時にはそれから1億円前後の改善を見込んでおります。
- 問 平成28年度予算が提案されていますが収益向上のための対策は。
- 答 医師確保が最重要課題です。
- 問 医業収益に対し材料費の比率が大きいので考えていただきたい。医師数の状況、医師確保の見込みは。
- 答 4月からの医師数は常勤30名で今は増える確証はありません。
- 問 今後10年間の患者数の推移は。
- 答 新改革プラン策定時に患者数の見込みを示します。
- 問 空調・建物の傷み等の状況は。
- 答 経年劣化による痛みはありますがその都度修理を行い運営に支障を来

さないよう手がけています。

問 経営者は市長が病院長か。

答 一部適用で管理者を置く必要がないので市長が最高責任者です。

問 病院長の立場は。

答 医療法上は開設者となります。

問 病院の経営責任者は市長ですか。

答 そういってご理解でよろしいです。

問 新公立病院改革プラン策定委員会の決定事項はどのような権限と効力があるのか。

答 (市長) 幅広く皆さんの意見を聞くための委員会であり、権限は無いが最大限尊重します。最終決定は私が責任を持って決めます。

問 市長は今までの議会で病院の改善について様々な答弁をされてみえますが、現状は毎年10億の繰入れをしても赤字の状況で、このまま行けば総合病院は破綻してしまいます。県の地域医療構想では広域で医療をとの方向性も示されています、将来瑞浪市を含めた医療体制の確保のために今市長は出来る改革を判断する時だと思えますがどうでしょうか。

答 (市長) 改革プランに向けて市単独ではなく近接の市町と話し合いをし、皆さんの意見を聞きながら具体的なアクションを起こしていきたい。今年度からでも身を切る思いで病院改革を進め、総合病院を存続させていただくことをお願いいたします。

《第1回定例会一般質問》



各務 和彦

◆南海トラフ地震が発生した場合、土岐市全域で最大震度6弱が予想されている。市の地震対応について。

- 問 地震発生時において、勤務時間外及び休日の際における災害対策本部参集等の市職員の緊急連絡体制及び日常訓練について。
- 答 地震発生等を職員に伝えるためにメール配信システムを利用している。市内で震度4以上の地震が観測された場合に自動でメールが送られ、関係職員の召集を促すとともに、応答をリアルタイムで把握でき、参集可能性なども素早く確認ができる。日常訓練についても、メールを定期的に送信して受信の可否を確認しています。
- 問 参集人数についての予測と対策本部の体制における要員確保について。
- 答 土岐市災害時職員行動マニュアルがあり、参集時の移動手段なども規定をしており、道路の損壊等の際には、可能な限りいろんな手段を講じて参集していただきたいと考えております。仮に大きな災害が発生した

とき、職員の動員などにも大変困難さを伴う場合も想定されますが、状況に応じて臨機応変・機動的に対応していきたいと考えております。

問 災害時の広域対応に対する岐阜県との連絡網の確保は、整備されていますか。

答 現在使用しているシステムが、稼働から20年を経過して老朽化し、近年通信技術が進歩していることから新システムへの更新を予定しています。新防災情報通信システムは、岐阜情報スーパードットコムを使用し、地上系で衛星系と移動系で3系統となり、災害発生時の連絡体制、情報伝達が強固になると考えています。

問 市対策本部の決定後、広域避難場所である学校等の施設の開放は、迅速に行われるのか。

答 災害発生時におきましては、福祉班のすべての職員が参集できない場合も想定されます。状況に応じて参集できた福祉班を中心として、一時的には市民部の職員が中心になって対応をしていくということになっております。

問 市所有の防災倉庫の鍵について。

答 総務課と消防署で所有し、地域の状況に合わせて迅速に開放できるように、防災倉庫が設置してある広域避難場所等の施設管理者のほか、自治会にも複数配布をしている。



鈴木 正義

◆下石小学校区内に設立を検討中のこども園について

◎幼稚園部、保育園部を合わせた最大収容人数の想定は。

◎現在の下石保育園、山神保育園、下石幼稚園の3園に通う園児数は208名で、新たに整備することも園は、3歳以上児は横ばいと想定し最大250名と想定しております。

◎新こども園に必要な職員は何名の想定ですか。

◎各年齢及び園児数に合わせて算出した結果、平屋建てにした場合に最低でも約1900㎡が必要となる想定です。現在の候補地は7300㎡程度あり駐車場を含めても余裕のある園舎にて対応出来る想定です。

◎250名の園児に対し、保育教諭数は20名程度が必要と考えております。また、延長保育や支援の必要な園児に対応するため加配置する想定のため引き続き教諭の確保に努めます。

◎新こども園の料金体系は。

◎幼稚園部利用者は幼稚園利用者負担額、保育園部の利用者は年齢及び利用時間に応じた保育園の利用者負担額を適用します。年度途中の区分変更は、変更のあった翌月から新区分の利用者負担額になります。また、土岐市として今後第3子の無償化も実施予定です。

◎補助金についてのメリット・デメリットについて。

◎既存の幼稚園部の建替えと比べ、こども園を設立する場合は3歳以上児の定員の割合となるため補助対象額が減りデメリットとなります。しかし、認定こども園の運営や施設維持費等を長期的に考えた場合、大きなメリットがあると考えています。

◎県道66号線の交通渋滞について。

◎西部支所跡地にこども園を建設することで今後の登降園の手段は自動車メインになると考えております。7時半から8時半頃に250台程の車両の増加を見込み、園のルールを決め、地域への影響がないような対応、設計を行う想定です。

◎園舎以外の道路の拡張、整備等にかかる費用の想定は。

◎周辺環境の整備については今後の検討課題としております。

《第1回定例会一般質問》



北谷 峰二

◆2025年問題について

◎団塊世代の皆さんが2025年に後期高齢者に達するが、本市の推計高齢者人口を推計されているのか。

◎65歳から74歳の前期高齢者が6996人、75歳以上の後期高齢者が10481人で、合計17477人。本市の人口推計に占めるこの人数の高齢化率は32.9%という推計である。

◎医療はかつての病院完結型から患者の住み慣れた自宅や地域での生活のための医療、地域全体で治し支える地域完結型の医療となる。在宅医療・在宅介護を大幅に充実させるために医療と介護のネットワーク化が必要でこの医療と介護の現場、行政の連携をマネージする人材が必要であるが、本市はこの様な人材を確保されているのか。

◎ご指摘の医療介護一括法により要介護状態になっても出来る限り自宅或いは住み慣れた地域で暮らす、そういう希望をされる高齢者も非常に多くみえるのでそれに向けて在宅介護の限界点を上げるような施策の展開に取り組むことが非常に重要であると認識している。

◎在宅医療・介護連携の推進事業の取り組みは。

◎現在、医療・介護連携推進委員会を既に立ち上げ本市の場合土岐医師会が本市、瑞浪市で一医師会になっておりこの医師会で関係者と協議し会議、或いは事業などを進めている。昨年講演会を実施したり歯科医師会との連携の中で市民向け講座を本市で2回、瑞浪市で1回開催したり口腔ケアの大切さという講演会を実施。

◎介護予防サポーター養成講座について。

◎地域に介護予防の輪を広げようというスローガンで実施。超高齢化社会を迎えるに当たり当面は地域包括支援センターが主催する予防教室のお手伝いに従事して頂き将来的にそれぞれの地域で予防教室の中心的な役割を担って頂きたいと考えている。

◎要介護・要支援を必要としない元気な高齢者を増やすといった事業を積極的に考えているのか。

◎今年度から「はつらつ元気塾」を市内8カ所の会場で開催し将来的にもっと身近な地域の集会所で運動教室やサロンなど住民の自主的な運営活動の立ち上げを期待し幅広く市としても応援を考えている。



水石 玲子

◆自主財源確保のために

問 ネーミングライツについて市はどのような認識をお持ちなのか伺います。

答 公共施設等の名称を命名する権利を企業等に販売して収入を得るということで、新たな税外収入確保の1つの手段であると思っている。また、企業のPR、社会貢献に対するアピールというような効果もあると思っています。

問 近隣市での取り組みを伺います。

答 多治見市で平成27年より体育館、文化会館、歩道橋、複合学習施設で行ってみえ、契約期間は3年間、命名権料は1施設20万円から200万円です。

問 費用対効果をどのように考えてみえるか伺います。

答 命名権に対する料金ということで、費用対効果は高いと思う。しかし、慣れ親しんだ施設の名前が変更されるといふことに対して混乱が起きないかという心配がある。

問 当市で導入するお考えはあるのか

伺います。

答 現在、公共施設等の総合管理計画を検討中で、将来にわたって施設を維持するための財源確保というのは大きな課題であると認識している。メリット・デメリットを検証する中で今後検討して行く。

◆障がい者等に優しい施策について

問 障がい者用駐車場について苦情等はないか伺います。

答 平成26年に2件、平成27年に6件の苦情があった。

問 障がい者用駐車場とパーキングパーミット制度の相違について、市はどのように認識されているのか伺います。

答 障がい者用駐車場は、障がいをお持ちの方が運転をされる車両とか障がいをお持ちの方が同乗されている車両について優先的に駐車ができる区画。パーキングパーミット制度は、自治体と施設が協定を結び、内部障がい、体の障がい、高齢者や妊婦さんからの申請によって利用証を発行し、障がい者用駐車場を利用可能にする制度です。

問 パーキングパーミット制度の導入を推進するお考えを伺います。

答 現在、県で優先駐車場整備のガイドラインの策定作業と公共的駐車場における取り組みを進めている。

《第1回定例会一般質問》



加藤 辰亥

問 プレミアム商品券について。

答 プレミアム商品券発行事業については、国が平成26年度の補正予算として新設しました地域住民生活喚起緊急支援のための交付金という、このうちの地域消費喚起生活新型交付金を活用した事業です。総額4億8千万円の商品券を4億円で発行、すなわちプレミアム分を20%として、地域の消費を喚起し、地域経済の活性化に資することを目的に、27年3月の議会による補正予算によって27年度に実施をしたものです。実施状況では、事業主体は土岐商工会議所を事務局とし、土岐市商店街連合会を始め、市内の各種事業者団体からなる土岐市プレミアム商品券事業委員会を作って実行をしました。市のかかりとしては、その事業委員会に對しまして、商品券のプレミアム部分8千万円及び事務費を補助金として交付しまして、委員会のアドバイザーとして参画をさせていただきました。

販売状況は4万セットという形で

募集しました。当初の応募数が1万12人ありました。セット数としては4万4961セットの応募がありました。その中で抽選をして当選者を決定しました。当選者の中でも商品券にかえられない方が若干ありました。その余った分は再募集をしました。最終結果として、8872人の方が4万セットをお買い上げいただいたという状況です。

国からアンケートの指針が示され、それに準じてアンケートを実施しました。その結果ですが回収率は17.2%でした。性別では、男性が28.3%、女性が71.7%でした。年齢構成は60歳以上が44.6%、50歳代が22%、40歳代が16.8%で、あとは30代、20代と続きました。商品券の購入単位では、購入限度となる5セットのフルセットを買われた方が76.9%でした。次に商品券を利用した店舗では、食品スーパー・総合スーパーが50%、ドラッグストアなどその他の店舗が18.4%、飲食店などが16.8%、以下、衣料店、レジャー、宿泊施設となりました。最大の目的である「商品券によって消費が喚起されたか」では、普段は買わない物が、商品券がきっかけで買った方が11%いました。一定の成果があったと考えています。

視察報告

広報広聴特別委員会

視察期間

平成28年1月26日・27日

視察先と視察事項

○埼玉県三芳町

議会報告会・ふれあい座談会、

井戸端会議について

○千葉県佐倉市

意見交換会について

三芳町

○議会報告会・ふれあい座談会について

住民の意見をいかに取り込むべきかということなどで議会だより編集委員会から議会広報広聴常任委員会にした。

毎年1回行う議会報告会「ふれあい座談会」、井戸端会議、議会ホームページ及び議会フェイスブックの取りまとめを行っている。

◇報告会の参加者から出された意見、質問、要望の中でその場で回答出来ない場合は、アンケート用紙の質問票に書いていただき、議会側で回答できるものは所管の各常任委員会にて返事を作成し、執行部に関するものは回答をいただき、質問者に郵送もしくはメールで報告している。

◇実施要領については、委員会にて作成し全員協議会に諮る。

参加者を増やすために、チラシを作成し庁舎や公民館に置いたり、自治会の回覧板に入れていただき、また議員自らチラシを駅前にて三芳町議会のジャンパーを着用し、のぼりを立てて配布している。



▲三芳町

○井戸端会議について

住民との対話集会を目的として、ふれあい座談会とは別に行っている。

試行的に区長会の内2つの区でテーマをその区長会で決めてもらい実施。各種団体にもお願いしたが、当初は申し込みが無かったが、昨年度子供の学習支援を行っているNPO法人から申し込みがあり開催できた。

◇今後の課題としては、各種団体から

の申し込みを待っているだけでは駄目なので、議会側からも声掛けが重要と考えている。これはふれあい座談会も同様である。

◆若い世代の方たちに参加してもらうためにフェイスブックの活用はある程度効果がある。平日、議会傍聴に来られない住民に対して年2回夜間と休日議会を開催し、傍聴者が増えた。

佐倉市

平成23年に初めて議会報告会と意見交換会を実施したが、意見交換会に於いてテーマを特に決めず行ってしまう、参加住民から報告会の内容と関係のない発言が飛び交う。翌年、意見交換会のテーマを決めて行うも、参加者の顔ぶれがほとんど昨年同様であった。

◇2回の実施後、報告会・意見交換会の在り方を再検討し、議会報告会を止め、平成25年からは意見交換会のみとすることに決定。

◇平成25年は、地元の短期大学の生徒26名、商工会議所役員、佐倉市観光協会役員24名の方たちとテーマを決めて2部構成で行う。

翌年も同様に各種団体との意見交換会を特別養護老人ホーム施設長、地域包括支援センター管理者、民生児童委員の計26名の方たちと「高齢者が安心して暮らせるまち」をテーマに開催。

平成27年は、市内学童保育所の運営法人代表者10名、施設長10名、学童保育指導員13名の方たちと「学童保育」をテーマに開催。

◇意見交換会は2部構成となっており最初に全体会にて主テーマについて趣旨説明等を行い、第2部としてそれぞれ3分科会に分かれ意見交換を行う。その後、各分科会でも出された意見を報告書にて報告する。

◇この3年間意見交換会のみを実施したが、どの団体からも好評であった。「この様な形をもっと早くから実施してほしかった」という意見もあった。

◇一般の市民の方から議会報告会を再開してほしいと要望書が提出される。

◇議会単独でレンタルサーバーを借り、議会ホームページを独自に運用し情報をインターネットでも発信している。



▲佐倉市

視察報告

病院改革特別委員会

視察期間

平成28年1月21日・22日

視察先と視察事項

○全国自治体病院協議会

「院長・幹部職員セミナー」

1日目は、美濃市立病院の経営改善について(講師・美濃市立美濃病院院長阪本研一氏)、地方独立行政法人筑後市立病院における経営改善について(講師・理事長兼院長吉田正氏)、統合による新病院開設まで(講師・兵庫県立尼崎総合医療センター院長藤原久義氏)の講演をお聞きしました。2日目は、認知症医療の現状と課題(講師・東京都立松沢病院院長齋藤雅彦氏)と変革期における病院の運営と経営(講師・医療法人財団康生会武田病院内藤和世氏)についての講演をお聞きしました。5名の先生方は病院改革を最優先で実施されており講演にも熱が入り予定の時間が足りないほどでした。

美濃病院は、新病院開院前は医療をすればするほど赤字になる状況の中、当初は大幅な赤字でしたが、平成17年に阪本院長のもと常勤医11名の新体制で平成19年には基幹病院に選定され、高度な医療体制を整え、市民向けの教

室や講座なども積極的に開講され、阪本院長になられてから5年目に単年度黒字化となり、平成22年度から補助金抜きの単年度黒字となりました。阪本院長は自院の経営状態と他院との比較をされ経営再建の目標設定・指標を決められ、徹底した分析で病院経営にあたってみえました。

地方独立行政法人筑後市立病院は、公立病院では制約があることから平成21年に地方独立行政法人化されました。病院の実績に即した採用・給与・人事制度の構築が出来、給与体系は実績評価とされ、救急入院患者数、救急患者入院率、救急搬入患者入院数、入院率ともに、増加の実績をあげられてみえます。病院統合については、互いの長所を伸ばし短所を補い、よりよい医療を提供し、地域医療を再生・発展させる目的でなければならぬ、新たに策定される新公立ガイドラインの具体策としては、①経営の効率化②再編ネットワーク化③経営形態の見直しの3点について、市民の意見の尊重・医療関係者との協力体制・病院関係者の意思統一と診療機能およびシステムの共有が必要で、病院改革は「市長と病院長が本気になること！」が経営改善につながるのと、

阪本院長の言葉でした。このセミナーで学んだことを参考にし、土岐市立総合病院改革に努めていきたいと思えます。

特別委員会活動報告

広報広聴特別委員会

広報広聴特別委員会では議会報告会

として、議会基本条例について、土岐市の予算について、新庁舎の建設についてなどを主な項目として開催いたしました。

平成27年7月27日から8月7日にかけて、全6会場で開催し20代から70代の方まで多くの市民の皆様にご参加いただき、またその中で実に貴重なご意見、ご質問等をいただきましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

主な議題として挙げた3つでは、議会改革としましてこれまでの経過と議会基本条例の特色などの説明をさせていただきました。市民の声をしっかりと反映してほしいなどの意見等ご感想をいただきました。予算に関しては福祉、教育、産業、観光、子育て、防災などの主な事業について説明させていただきました。少子高齢化社会への対策や社会的弱者にやさしい改革の実施等のご意見をいただきました。

その中でも新庁舎への意見も多くいただき、新庁舎建設の基本方針について説明させていただいた後、人口減少に対応したものにしてほしい、マイナンバーなどの政策が始まったばかりで

すので、情報等の取り扱いの徹底などの意見をいただきました。

他にも総合病院の改革、若年層の政治への無関心、女性の参加等、実に幅広いテーマで多くの意見交換が行われました。

本年度も引き続き議会報告会を開催いたします。

広報広聴特別委員会では議会に対するご要望を広く募集しております。いただいた要望等は協議、検討してまいります。

昨年、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる「改正公職選挙法」が成立しました。今年度、夏の参議院選挙から適用され、順次地方自治体などの選挙にも適用されていきます。若年層の方々の意見をより多く取り入れ、今後も開かれた議会を念頭に、皆様への説明責任を果たし、少しでも議会を身近に感じよう努力してまいります。



議会改革特別委員会

近年、地方議会では改革が広がってきており、10年前とは議会の活動の在り方が大きく変わってまいりました。

土岐市議会もこれまで色々な議会改革に取り組んでまいりました。主な取り組みの一例ですが、平成当初28名いました議員数を現在18名まで削減いたしました。そのほかにも平成10年に海外視察の廃止、平成14年より議会だよりの発行、平成15年より本会議インターネット中継開始及び対面方式会議の導入、平成17年に議長車専属運転手の廃止と1日あたり1500円の費用弁償の廃止及び審議会委員等の報酬の廃止など個々の議会改革にも取り組んでまいりました。

議会改革の先駆けとして北海道の栗山町議会が、全国で初めて「議会基本条例」という条例を制定しました。

議会基本条例は、議会の使命とは何か、住民は議会に対してどのように意見や要望を伝え、それに対して議会はどのように対応するのか、行政からの政策提案を議会でどのような審議をして議決するのかについて定めた条例であり、住民と議会が直接対話をする場を設けることや、首長や行政職員にも議員に対する反問を認め、緊張感を持った活発な議論をしようとするなど、

それまでの地方議会とは違った議会活動を約束する条例でございました。

土岐市議会も、真に市民の負託に応えるためにも議会基本条例の制定は不可欠なものとして、「議会改革特別委員会」を設置し、平成26年3月の第1回定例会で、議員全会一致で可決させていただきました。「土岐市議会基本条例」を制定させていただきました。ただし、議会基本条例は制定することが目的ではなく、目的通りに運用することが大切でありますので、現在、議会改革特別委員会は、次のような検証を行っております。

- ◆議員定数及び報酬について
- ◆議員の政治倫理条例の検討について
- ◆市民の皆様からの意見聴取の在り方について
- ◆議員間の自由な討議について
- ◆行政からの詳しい資料提供の要求について

◆議員研修の充実について など、議会基本条例の運用については、絶えず検証を重ねる必要があります。順次検証を進めるとともに、これまでに取り組んできた議会改革をさらに進め、皆様の生活の声を聞き取り、政策や行政につなげ、市民の課題を実際に解決できる市民に分かりやすい議会の役割が実感できる場となるよう一層の議会改革に努めております。

病院改革特別委員会

土岐市立総合病院は、医師数減少により患者数が落ち込み、平成26年度決算は繰入金10億8867円で損失金5億8845円とこのままでは病院の存続が危ぶまれることから議会は平成27年5月に病院改革特別委員会を設置しました。

委員会では、経営状況の把握、医師確保の見直しについて協議しました。特に問題となったのが一般会計からの繰入金です。国は繰入基準を示していますが、土岐市立総合病院の繰入率はその最大値に近い数字です。委員会では病院改革を進めること、今後の総合病院の方向性を確認することが急務との意見があり、総合病院の方針と病院改革の取り組みについての質問書を市長に提出しました。

その後、「総合病院の経営状態は厳しい状況であり、現状のまま継続していくことは非常に困難であるため、経営の効率化、再編・ネットワーク化、民間的経営手法の導入など経営形態の見直しなどももちろんのこと、総合病院の在り方自体にも踏み込んで検討していきたい。また県による地域医療構想が示される予定であり、その構想案の内容を踏まえた上で、病院改革プラン策定の着手を予定しております」と

の回答を受けました。その回答書を受け委員会では、早急に経営の効率化、経営形態の見直しを求める意見があり、平成28年度予算の適正な繰出金と早急な改革を市長に要望しました。

岐阜県は、平成28年3月に地域医療構想(案)を公表しました。その中で2025年度東濃圏域での適正病床数が示されました。病床数合計が2746床↓2057床、特に急性期が1732床↓836床と大幅に減少し回復期が142床↓653床に増えています。

今後新公立病院改革プラン策定にあたり総合病院の方向性が注目されます。平成27年度病院決算状況は前年度より大幅な改善となっておりますが赤字解消までは至っておりません。今後更なる努力をしていただいで健全経営に努めていただきたいと思っております。

今後も病院改革の推進に向け調査検討をまいります。

※繰入金(病院建設企業債の一部負担、小児科医療・救急医療の確保、高度医療の実施・看護師や医師等確保等に関する経費等を市一般会計から繰出すもので、国より繰出基準が毎年示され繰出金の一部は交付税参入されます。)

※新公立病院改革プラン(国は県に地域医療構想策定を義務付け、病院事業を設置する地方公共団体は新公立病院改革プランを平成28年度までに策定することとなっております。)

政務活動費収支報告

政務活動費とは、議員の調査研究に役立てるために必要な経費の一部として各会派（所属議員が1人の場合を含みます。）に交付されるものです。土岐市議会では、議員1人あたり年額15万円（月額12,500円×12か月）を交付しています。

各会派は、毎年、1円以上の領収書を添付した収支報告書を議長に提出しています。

残額（返還額）がある場合には、市に返還しています。

○改選前（平成27年4月分）2会派のみ交付

（単位：円）

会派名	人数	交付額(A)	支出額(B)	会派負担額(C)	返還額(A)-(B)	執行率
公明党	2人	25,000	25,000	14,972	0	100%
市民ライフ	1人	12,500	12,500	5,860	0	100%
合計	3人	37,500	37,500	20,832	0	100%

会派別支出内訳

会派名	支出額(B)+(C)	支出内訳								
		研究 研修費	調査旅費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	要請・陳情 活動費	会議費	その他の 経費
公明党	39,972	0	39,972	0	0	0	0	0	0	0
市民 ライフ	18,360	0	0	0	18,360	0	0	0	0	0
合計	58,332	0	39,972	0	18,360	0	0	0	0	0

○改選後（平成27年5月～平成28年3月分）

（単位：円）

会派名	人数	交付額(A)	支出額(B)	会派負担額(C)	返還額(A)-(B)	執行率
新世クラブ	9人	1,237,500	1,057,745	0	179,755	85.47%
絆	4人	550,000	278,999	0	271,001	50.73%
公明党	2人	275,000	275,000	18,363	0	100%
市民ライフ	2人	275,000	275,000	19,948	0	100%
日本共産党	1人	137,500	137,500	6,520	0	100%
合計	18人	2,475,000	2,024,244	44,831	450,756	81.79%

会派別支出内訳

会派名	支出額(B)+(C)	支出内訳								
		研究 研修費	調査旅費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	要請・陳情 活動費	会議費	その他の 経費
新世 クラブ	1,057,745	534,864	522,881	0	0	0	0	0	0	0
絆	278,999	209,879	0	0	69,120	0	0	0	0	0
公明党	293,363	226,659	51,660	0	4,806	0	0	0	0	10,238
市民 ライフ	294,948	0	0	0	30,348	264,600	0	0	0	0
日本 共産党	144,020	12,440	0	0	44,320	84,182	2,078	0	1,000	0
合計	2,069,075	983,842	574,541	0	148,594	348,782	2,078	0	1,000	10,238

☆今年度も議会報告会を開催します☆

テーマ ・新庁舎建設について
・総合病院について

開催日時

7月21日(木)	肥田公民館	午後7時～
7月26日(火)	セラトピア土岐	午後7時～
7月27日(水)	駄知公民館	午後7時～
7月28日(木)	ウエルフェア土岐	午後7時～
7月29日(金)	鶴里公民館	午後7時30分～
7月30日(土)	土岐津公民館	午前10時～



▲ 昨年の議会報告会の様子

表紙の写真を募集します

- ◆テーマ 土岐市の豊かな自然
- ◆募集期間 随時募集（ただし、8月号の締切は7月15日までとします。）
- ◆応募資格 土岐市に在住・在勤・在学の方
- ◆規格 現像の場合：Lサイズ以上 デジタル写真データの場合：JPEG形式で2MB程度
- ◆応募方法 次の必要事項を明記の上、土岐市議会事務局へ郵送、電子メールで送信、または持参してください。
①写真のタイトル(10文字程度) ②撮影場所及び撮影年月日 ③撮影者の住所・氏名・電話番号
- ◆掲載方法 年4回発行（2・6・8・11月）の議会だより（モノクロでの掲載となります）
写真と一緒にタイトル、撮影場所、撮影者氏名を掲載する予定です。
- ◆審査方法 広報広聴特別委員会にて審査します。
- ◆注意事項 写真は未発表のオリジナル作品とし、著作権・肖像権の侵害などが生じないものに限り、応募写真の返却はいたしません。掲載された写真の著作権は土岐市議会に帰属します。
- ◆応募・問い合わせ
土岐市議会事務局 住所：〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地
電話：0572-54-1111（内線351） メール：gikai@city.toki.lg.jp



編集後記

このたびの熊本地震では、計り知れない自然の驚異を見せつけられた思いでいっぱいです。地震の被害によりなくなられた方に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

これからの一刻も早い復興をお祈りいたします。

こうした自然の災害は、いつどこで起こるかわかりません。災害はいつでも起こりうるという意識を常日頃から持ち、家族や地域で話し合う習慣を身につけておくことも大切なことだと思います。

さて、これから夏に向かいますが、今年の夏の気温は天気予報ではかなり暑くなりそうです。皆様方におかれましては、お身体にはくれぐれもお気を付けください。

また、議会だよりにつきましては、市民の皆様により一層親しみやすく、分かりやすいものにしていきたいと、広報広聴特別委員一同頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ご意見やご感想などございましたら、各議員又は市役所議会事務局までお寄せください。

（文責：水野哲男）